

## 第4章 重要水防箇所

### 第1節 県管理重要水防箇所

県管理河川における重要水防箇所（河川・海岸・湖沼等のうち、水害を警戒又は防御するため、特に重要な区域）は、別冊「資料編」に記載されているとおりである。

### 第2節 国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所は、別冊「資料編」第1章第3節（国土交通省管理河川等の重要水防箇所）のとおりである。

なお、出水期前に直轄河川事務所で実施する利根川・江戸川・霞ヶ浦合同巡視において、管轄する水防管理団体が関連する重要水防箇所及び現地の確認を行うものとする。

## 第5章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 第1節 洪水、内水、高潮対応

#### (1) 洪水浸水想定区域

国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、別冊〔資料編〕第5章第1節（洪水浸水想定区域の指定状況）のとおりである。

#### (2) 内水浸水想定区域

都道府県知事または市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村長に通知するものとする。

#### (3) 高潮浸水想定区域

都道府県知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、別冊〔資料編〕第5章第2節（高潮浸水想定区域の指定状況）のとおりである。

### 第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地  
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要

する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

- ⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 第3節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた第2節①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

### 第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

### 第5節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の

構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第6節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第7節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第8節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

## 第6章 情報収集及び巡視、警戒

### 第1節 雨の強さと降り方の目安

| 1 時間雨量<br>(mm) | 10 以上～<br>20 未満      | 20 以上～<br>30 未満            | 30 以上～<br>50 未満   | 50 以上～<br>80 未満  | 80 以上  |
|----------------|----------------------|----------------------------|---|--|--|
| 予報用語           | やや強い雨                | 強い雨                        | 激しい雨  | 非常に激しい雨  | 猛烈な雨   |
| 人の受ける<br>イメージ  | ざーざーと降る              | どしゃ降り                      | バケツをひっくり返したような雨   | 滝のように降る<br>(ゴーゴーと降り続く)   | 息苦しい圧迫感、恐怖を感じる   |
| 人への影響          | 地面からの跳ね返りで足元がぬれる     | 傘をさしていてもぬれる                |   | 傘は全く役に立たなくなる   |  |
| 屋内 (木造)        | 雨の音で話し声がよく聞き取れない     | 寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく          |   |  |  |
| 屋外の様子          | 地面一面に水たまりができる        |                            | 道路が川のようになる  | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる  |  |
| 車に乗っていて        |                      | ワイパーを速くしても見づらい             | 高速走行時車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる<br>(ハイドロプレーニング現象)  | 車の運転は危険  |  |
| 災害発生状況         | この程度の雨でも長時間続く時は注意が必要 | 側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる | <ul style="list-style-type: none"> <li>山崩れ、崖崩れが起きやすくなり危険</li> <li>地帯では避難の準備が必要</li> <li>都市では下水管から雨水があふれる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある</li> <li>マンホールから水が噴出する</li> <li>土石流が起こりやすい</li> <li>多くの災害が発生する</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要</li> </ul> |

## 第2節 情報収集手段

### 1 県提供の情報

#### (1) 水防本部職員専用情報

「水防情報システム(雨量水位観測情報)」

<http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

(ID・PW 必要)



水防情報システム  
(雨量水位観測情報)



「土砂災害警戒情報システム」

<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/chibaDosya2/web/top/>

(ID・PW 必要)



土砂災害警戒情報  
システム



「千葉県砂防GIS」

<http://sabogis.bousai.pref.chiba.lg.jp/webGIS/map.aspx>

(ID・PW 必要)



千葉県砂防GIS

#### (2) 一般向け情報

「千葉県防災ポータルサイト」(雨量水位観測情報、気象注意報等)

<https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

※雨量水位観測情報は下記 URL で直接アクセス可能です

<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>



千葉県防災  
ポータルサイト



雨量水位観測情報

### 千葉県防災ポータルサイト

①防災気象情報  
地震・津波情報を  
クリック

②雨量・水位情報を  
クリック

③雨量・水位観測情報  
提供画面表示

2023年02月02日 04時45分00秒

雨量 水位 潮位 お知らせ・お問い合わせ 危機管理型水位計・藤島型河川監視カメラ(川の水位情報)

02日18時20分 現在

地域選択

東葛南 香取・海邑  
印旛  
千葉中央 山成・長生  
君津  
海浜幕張

凡例

|   |          |
|---|----------|
| ● | 15mm ~   |
| ● | 10mm ~   |
| ● | 5mm ~    |
| ● | 1mm ~    |
| ● | 降雨なし     |
| ● | 欠測/無効/閉局 |

## 2 国提供の情報

### (1) 行政向け情報

- 国土交通省「統一河川情報システム」  
<https://city.river.go.jp/> (ID・PW 必要)
- 提供情報 雨量水位情報  
レーダー観測情報  
水防警報洪水予報 等



統一河川情報システム

### (2) 一般向け情報

- 国土交通省「川の防災情報」  
<https://www.river.go.jp>  
提供情報 雨量水位情報  
河川監視カメラ映像  
レーダー観測情報  
水防警報洪水予報 等
- 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 銚子地方気象台  
<https://www.data.jma.go.jp/choshi/>
- 気象庁  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>  
提供情報 各種気象情報、キキクル(各種危険度分布) 等



川の防災情報



ハザードマップポータルサイト



銚子地方気象台



気象庁



川の防災情報

## 3 報道機関提供の情報

水位周知河川に指定された 26 河川(P.84 参照)において、水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した時に、氾濫危険情報の周知として、報道機関へ千葉県報道広報課を通じて情報提供され放送されます。

| テレビ   | ラジオ  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉テレビ放送(株)</li> <li>NHK<br/>(日本放送協会千葉放送局)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>NHK千葉放送局 (FM放送)<br/>千葉 80.7 館山 79.0 白浜 82.9<br/>勝浦 83.7 銚子 83.9 (MHz)</li> <li>(株)ニッポン放送<br/>AM 放送:1242 (kHz)<br/>FM 放送:93.0 (MHz)</li> <li>(株)ベイエフエム (FM放送)<br/>千葉 78.0 館山 77.7 白浜 79.7<br/>勝浦 87.4 銚子 79.3 (MHz)</li> </ul> |

#### 4 その他

- (1) 気象注意報警報等  
気象庁 03-5422-1018(自動応答装置 24 時間対応)
- (2) その他インターネットなどの情報提供サイト  
・日本気象協会  
<http://tenki.jp/>



日本気象協会

### 第3節 巡視（平常時）

法第9条に基づく巡視の要領または基準は次のとおりとする。

水防管理者、消防機関等の長は、管轄する区域内の河川、海岸堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

### 第4節 警戒（出水時）

#### (ア) 洪水

水防管理者、消防機関等の長は出動命令を出したときから水防区域の監視および警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに現地指導班に報告すると共に水防活動を開始する。

- (1) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水に依る亀裂及び欠け崩れ
- (2) 堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれる状況
- (5) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

#### (イ) 高潮

水防管理者、消防機関等の長は出動命令を出したときから水防区域の監視および警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに現地指導班に報告すると共に水防活動を開始する。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (3) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

## 第5節 緊急通行

### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

### (2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第6節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第7節 避難のための立退き

(1) 洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を土木事務所長等に速やかに報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

(3) 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

## 第8節 決壊時の処置並びに決壊後の処置

(1) 法 25 条に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む）は、水防管理者、消防機関の長は、直ちにこれを関係者（当該施設管理者並びに管轄する現地指導班）に通報しなければならない。

(2) 利根川筋における取扱いについては前記の処置と同時に「第 3 章第 3 節の洪水予報・水防警報伝達系統図」の逆の系統で、直ちに関係機関（国土交通省関東地方整備局の各河川事務所、出張所）に報告しなければならない。

## 第9節 水防配備の解除

### (1) 県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

### (2) 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

## 第10節 協力応援

### 1 応援体制

法第23条に基づき、水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

応援体制については、あらかじめ水防計画書に記載しておくこととする。

### 2 応急対策に関する協力要請

水防本部は、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」及び「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定」に基づき、風水害等の災害が発生する恐れのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係わる業務の施行に関し、下記協会に要請することができる。

|                        |
|------------------------|
| 一般社団法人 千葉県建設業協会        |
| 一般社団法人 千葉県電業協会         |
| 公益社団法人 千葉県測量設計業協会      |
| 一般社団法人 千葉県地質調査業協会      |
| 一般社団法人 関東地質調査業協会千葉県支部  |
| 一般社団法人 千葉県建設コンサルタント業協会 |
| 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会関東支部 |
| 一般社団法人 日本埋立浚渫協会関東支部    |

### 3 水防体制の強化

#### (1) 警察官の援助要請

法第22条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導および緊急輸送等必要があると認めるときは警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

#### (2) 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成26年11月21日公布）により、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定が新たに盛りこまれ、道路管理者、警察官及び消防機関等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為

が可能となったことから、水防管理者は警察署及び道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図ることとする。

なお、消防機関は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講ずることができる。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

別冊「資料編」自衛隊派遣要請に基づき知事は自衛隊の災害派遣を要請することができる。

(4) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

自治体は国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。

なお、派遣要請の受付窓口は国土交通省関東地方整備局防災室及び最寄りの事務所となっており、所有する災害対策用機械は別冊「資料編」P. 104 及びP. 105 のとおりである。

・ 関東地方整備局防災室 電話 048(600)1333、FAX048(600)1376

4 下水道管理者の協力

下水道管理者（県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、現地指導班や水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 現地指導班や水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(2) 現地指導班や水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

## 第11節 水防報告

### 1 緊急報告

水防管理者が現地指導班長に緊急に報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 消防機関等を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊、氾濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態の生じたとき。

### 2 水防顛末報告

水防が終結した時は遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防管理者は別冊「資料編」の水防活動実施報告書様式別紙様式1及び2により管轄する現地指導班長に報告し、現地指導班長は、様式1及び2により指揮監に報告し、これを保管しなければならない。（法第47条第1項、第2項）

- (1) 降雨並びに水位記録
- (2) 出動並びに水防解除の時刻
- (3) 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設の異常の有無およびこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資器材の種類および員数とその消耗分および回収分
- (7) 法第21条による取用又は使用の器具、資器材の種類、員数および使用場所

- (8) 障害物を処分した数量およびその事由、並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用した時はその箇所及び所有者名とその事由
- (10) 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めた時はその状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の出動状況
- (13) 現地指導班の出動人員名簿
- (14) 立退きの状況およびそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じた時はその場所および損傷状況
- (19) その他必要な事項
- (20) 一般社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況